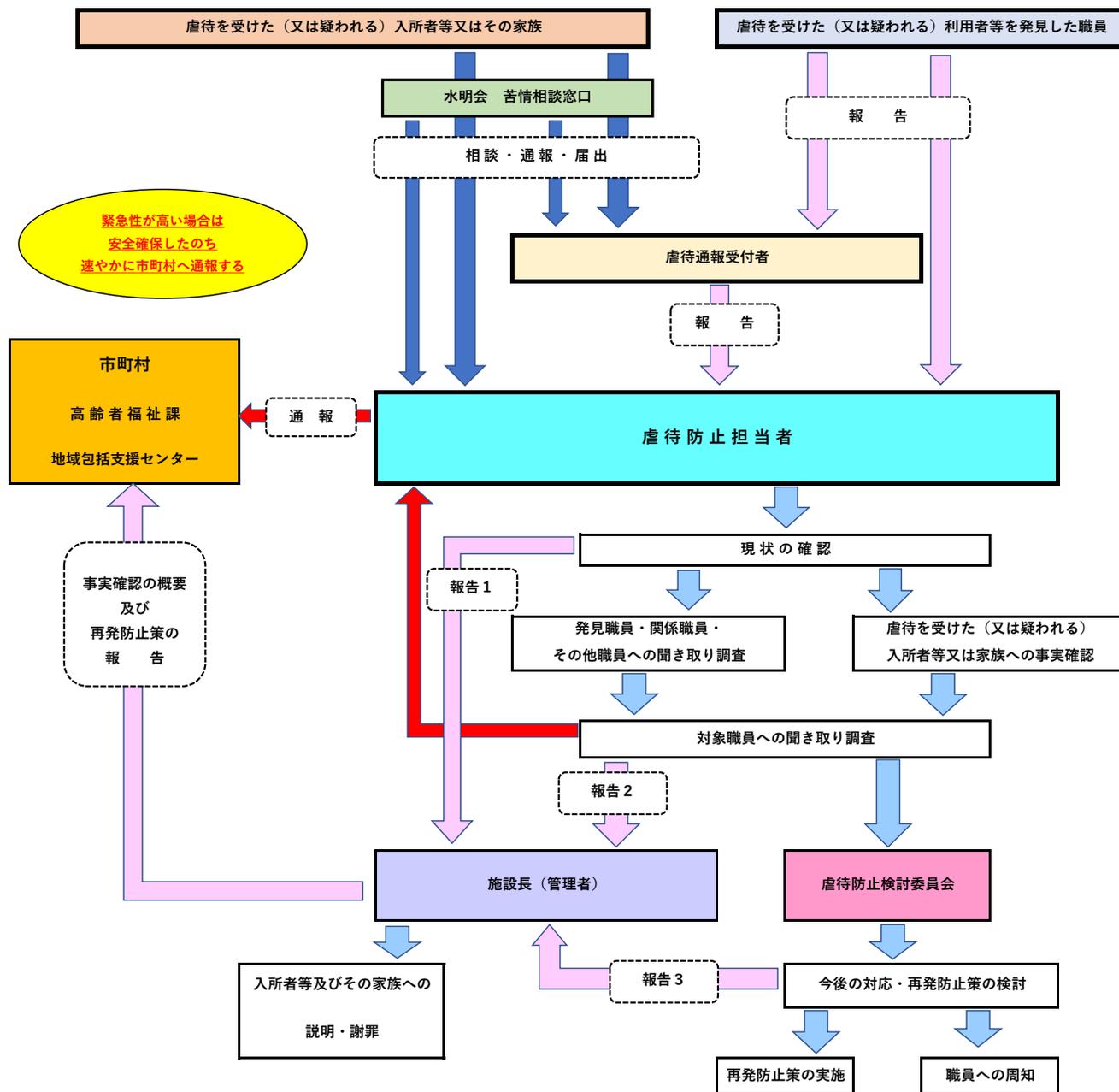


虐待等への対応フローチャート



市町村への通報は、本人や家族、職員への調査から虐待が疑われた段階で行う。

ただし、緊急性が高い（被虐待者の生命や身体の健康に危険な状態が生じている）場合は、その安全確保を最優先とし、速やかに市町村（必要に応じ警察署）に通報・協力を仰ぐ。